

## 新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための 具体的な指針について

平成24年6月5日  
中央環境審議会

循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）を見直すにあたり、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条第7項において準用する同条第3項の規定に基づく、「新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針」について、以下のとおり示す。

### 記

- 1 循環型社会形成推進基本法第16条第1項の規定に基づき、第四次環境基本計画第2部第1章第6節「物質循環の確保と循環型社会構築のための取組」の内容を中心として、第四次環境基本計画を基本とすること。
- 2 特に、循環の質に着目した取組等として示された、資源確保の観点の強化、低炭素社会、自然共生社会との統合的取組、循環分野における環境産業の確立、安全・安心の観点からの取組の強化、地域循環圏の高度化、国際的取組の推進について、検討を進めること。
- 3 限りある天然資源の消費を抑制し、より効率的な資源利用を図る観点から、物質フロー指標の質的改善を図ること。
- 4 中央環境審議会において過去4回実施した点検結果を十分に踏まえること。
- 5 東日本大震災の経験を十分に踏まえること。また、国会における循環型社会形成推進基本法の改正の状況を見つつ、放射性物質に関連する課題の取扱いを検討すること。